

漁場計画案（内水面漁場管理委員会への諮問案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区
別表のとおり
- 二 免許予定日
平成二十六年一月一日
- 三 免許申請期間
平成二十五年九月十七日から同年十月三十一日まで
- 四 存続期間
平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件
なし

【参考】公示番号と免許予定の漁協の対照

（河川漁協）

内共第一号：峡北漁協、内共第二号：山梨中央漁協、内共第三号：峡東漁協、内共第四号：富士川漁協、内共第五号：早川漁協、
内共第六号：丹波川漁協、内共第七号：小菅村漁協、内共第八号：桂川漁協、内共第九号：都留漁協、内共第十号：秋山漁協、
内共第十一号：忍草漁協、内共第十二号：道志村漁協

（湖沼漁協）

内共第十三号：山中湖漁協、内共第十四号：河口湖漁協、内共第十五号：西湖漁協、内共第十六号：精進湖漁協、
内共第十七号：本栖湖漁協

（共同漁場関係）

内共第十八号：道志村漁協・相模川漁連

別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業権の公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内共第一号	第五種共同漁業	あゆ漁業、あまご（地方名やまめ）漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	韮崎市、北杜市及び甲斐市の各地先	<p>基点一号（甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端）と基点二号（南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線と基点三号（長野県諏訪郡富士見町地先国界橋（上流側の橋）橋台左岸上流端）と基点四号（北杜市白州町地先国界橋（上流側の橋）橋台右岸上流端）とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流</p> <p>二 基点五号（北杜市高根町清里字月の木三六八六番地下流筆界に設置した標柱）と基点六号（基点五号から百七十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と北杜市高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から五十メートル下流の滝下の間の大門川本流及びダムたん水域</p> <p>三 基点七号（北杜市須玉町大字比志字告場一四四三番地地先に設置した標柱）と基点八号（北杜市須玉町大字比志字シキミ沢三七三八番地の十一地先に設置した標柱）とを結ぶ直線から基点九号（北杜市須玉町大字比志字塩川三九七九番地の一地先に設置した標柱）と基点十号（北杜市須玉町大字小尾字大平二〇七一番地の一地先に設置した標柱）とを結ぶ直線及び基点十一号（北杜市須玉町大字小尾字中積り八八六三番地地先に設置した標柱）と基点十二号（北杜市須玉町大字小尾字切畑一二四四番地の三地先に設置した標柱）とを結ぶ直線との間の塩川並びに本谷川の本流及びダムたん水域</p>	韮崎市、北杜市及び甲斐市
内共第二号	第五種共同漁業	あゆ漁業、あまご（地方名やまめ）漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町の各地先	<p>一 基点一号（西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端）と基点二号（南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線と基点三号（甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端）と基点四号（南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流</p> <p>二 基点五号（笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル（巻揚軸））と基点六号（基点五号から百十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線から下流の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 基点七号（笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端）と基点八号（甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線から上流の平等川の本流及び支流</p> <p>2 基点九号（甲府市高成町字笹ノ渡一一〇九番地の一地先に設置した標柱）と基点十号（甲府市猪狩町字曾根一〇五七番地地先に設置した標柱）とを結ぶ直線と基点十一号（甲府市高成町字骨の坂一一五〇番地地先に設置した標柱）と基点十二号（基点十一号から百七十九度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の荒川本流及びダムたん水域</p> <p>3 甲府市下帯那町の丸山溜池（通称千代田湖）</p>	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町

					<p>三 釜無川の合流点から上流の御勅使川並びに坪川の本流及び支流</p> <p>四 富士川の合流点から上流の戸川の本流及び支流</p>	
内共 第三 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いwana漁業、 うなぎ漁業、うぐ い漁業、おいかわ 漁業及びこい漁 業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	甲府市(向 町、和戸 町、川田町、 桜井町及び 横根町に限 る。)、山 梨市、笛吹 市(石和町、 御坂町及び 一宮町に限 る。))及び 甲州市の各 地先	<p>一 基点一号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点二号(基点一号から百 十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(山梨市三富川浦字広瀬一八一六番地の六〇地先に設 置した標柱)と基点四号(山梨市三富上釜口字篠の平一七八番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との 間の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 基点七号及び基点八号(甲州市塩山上萩原字日川四七八四番地の二地先右岸及び左岸に設置した標柱) を結ぶ直線から基点九号及び基点十号(甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番地の七九九地先右岸及び左 岸に設置した標柱)を結ぶ直線との間の日川本流及びダムたん水域</p> <p>2 日川と雨ノ沢川の合流点から基点十一号(甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番地の一地先に設置した 標柱)と基点十二号(甲州市塩山上萩原字日川四七八四番地の一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との 間の雨ノ沢川</p> <p>3 基点十三号及び基点十四号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四一四〇番地の一地先右岸及び左岸に設 置した標柱)を結ぶ直線から基点十五号及び基点十六号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四一四〇番地 の一地先左岸及び字塩水四一三九番地の一地先右岸に設置した標柱)を結ぶ直線との間の琴川本流及びダ ムたん水域</p> <p>4 琴川と塩水沢川の合流点から基点十七号及び基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四一三九番地の 一地先右岸及び左岸に設置した標柱)を結ぶ直線との間の塩水沢川</p> <p>二 基点五号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点六号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流 端)とを結ぶ直線から上流の平等川の本流及び支流</p>	甲府市(向 町、和戸 町、川田町、 桜井町及び 横根町に限 る。)、山 梨市、笛吹 市(石和町、 御坂町及び 一宮町に限 る。))及び 甲州市
内共 第四 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いwana漁業、 うなぎ漁業、うぐ い漁業、おいかわ 漁業及びこい漁 業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	西八代郡市 川三郷町並 びに南巨摩 郡身延町、 南部町及び 富士川町の 各地先	<p>基点一号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百二十度の直線と対 岸との交点)とを結ぶ直線から基点三号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点四号(南 アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び 支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 基点五号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点六号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右 岸下流端)とを結ぶ直線から上流の早川の本流及び支流</p> <p>二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流</p>	西八代郡市 川三郷町並 びに南巨摩 郡身延町、 南部町及び 富士川町

内共 第五 号	第五 種共 同漁 業	あまご（地方名や まめ）漁業、にじ ます漁業、いわな 漁業及びうぐい 漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南アルプス 市芦安芦倉 及び芦安安 通並びに南 巨摩郡早川 町及び身延 町の各地先	基点一号（南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端）と基点二号（南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線から上流の早川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 南巨摩郡早川町大字湯島地先湯島発電所に係る湯島取水ダムから下流の仙城沢川 二 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る黒河内取水ダム及び石小屋沢取水ダムから下流の黒河内川の本流及びその支流 三 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る白河内取水ダムから下流の白河内川	南アルプス 市芦安芦倉 及び芦安安 通並びに南 巨摩郡早川 町及び身延 町
内共 第六 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いわな漁業及 びうぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	甲州市塩山 高橋及び落 合並びに北 都留郡丹波 山村の各地 先	基点一号（北都留郡丹波山村字親川後山川左岸下流端と多摩川左岸との交点）と基点二号（基点一号から百八十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線から上流の多摩川の本流及び支流	甲州市塩山 高橋及び落 合並びに北 都留郡丹波 山村
内共 第七 号	第五 種共 同漁 業	やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな 漁業及びうぐい 漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	北都留郡小 菅村地先	基点一号（北都留郡小菅村字日向金風呂二五二一番地の一地先金風呂橋橋台左岸下流端）と基点二号（北都留郡小菅村字高橋平二四九一番地の二地先金風呂橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線から上流の小菅川の本流及び支流	北都留郡小 菅村
内共 第八 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 わかさぎ漁業、う なぎ漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁 業、ふな漁業及び こい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	大月市及び 上野原市の 各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点）と基点二号（基点一号から三百十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点）と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 基点五号及び基点六号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番地の八地先右岸及び左岸に設置した標柱）を結ぶ直線から基点七号及び基点八号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番地の七地先右岸及び左岸に設置した標柱）を結ぶ直線との間の土室川本流及びダムたん水域 二 基点九号（大月市七保町大字瀬戸字竹平二三一〇番地の三下流筆界に設置した標柱）と基点十号（大月市七保町大字瀬戸字唐沢二三〇一番地地先に設置した標柱）とを結ぶ直線から大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番山梨県有林百八十一林班い一小班地先砂防堰堤上流端及び大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番山梨県有林百九十四林班い八小班地先砂防堰堤上流端との間の葛野川並びに土室川の本流及びダムたん水域 三 大月市笹子町大字黒野田字宮之原地先の砂防堰堤上流端から大月市道奥野線奥野橋下流端までの奥野沢川本流	大月市及び 上野原市

内共 第九号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いwana漁業及 びうぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	富士吉田 市、都留市 及び南都留 郡西桂町の 各地先	基点一号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点（最下流の地点）から上流七百五十メートルの地点）と基点二号（基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点（最下流の地点））と基点四号（基点三号から五十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	富士吉田 市、都留市 及び南都留 郡西桂町
内共 第十号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いwana漁業及 びうぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	上野原市秋 山地先	基点一号（上野原市秋山字瀬戸原五二六番地地先に設置した標柱）と基点二号（基点一号から百三十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線から上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点三号（上野原市秋山地先日向海戸橋橋台左岸上流端）と基点四号（上野原市秋山地先日向海戸橋橋台右岸上流端）とを結ぶ直線と基点五号（上野原市秋山地先落合橋橋台左岸下流端）と基点六号（上野原市秋山地先落合橋橋台右岸下流端）とを結ぶ直線との間の秋山川の区域を除く。	上野原市秋 山
内共 第十一号	第五 種共 同漁 業	やまめ漁業、にじ ます漁業、いwana 漁業及びぶらう んます漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡忍 野村地先	基点一号（富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から五十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（南都留郡忍野村と山中湖村との境界と桂川左岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から四十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	南都留郡忍 野村
内共 第十二号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いwana漁業、 うなぎ漁業及び うぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡道 志村地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点二号（基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線から上流の道志川の本流及び支流	南都留郡道 志村
内共 第十三号	第五 種共 同漁 業	わかさぎ漁業、ふ な漁業、こい漁 業、うなぎ漁業、 うぐい漁業、おい かわ漁業及びお おくちばす漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡山 中湖村地先	山中湖	南都留郡山 中湖村

内共 第十四号	第五 種共 同漁 業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、おおくちばす漁業及びにじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜の各地先	河口湖	南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜
内共 第十五号	第五 種共 同漁 業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びおおくちばす漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町西湖地先	西湖	南都留郡富士河口湖町西湖、西湖西及び西湖南
内共 第十六号	第五 種共 同漁 業	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びおいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町精進地先	精進湖	南都留郡富士河口湖町精進
内共 第十七号	第五 種共 同漁 業	わかさぎ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びにじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額の各地先	本栖湖	南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額
内共 第十八号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区の各地先	基点一号（山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点（最下流の地点））と基点二号（基点一号から百三十四度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点（最上流の地点））と基点四号（基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の道志川本流	南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区